

芝地区総合支所区民課

在留カード等とマイナンバーカードの一体化について

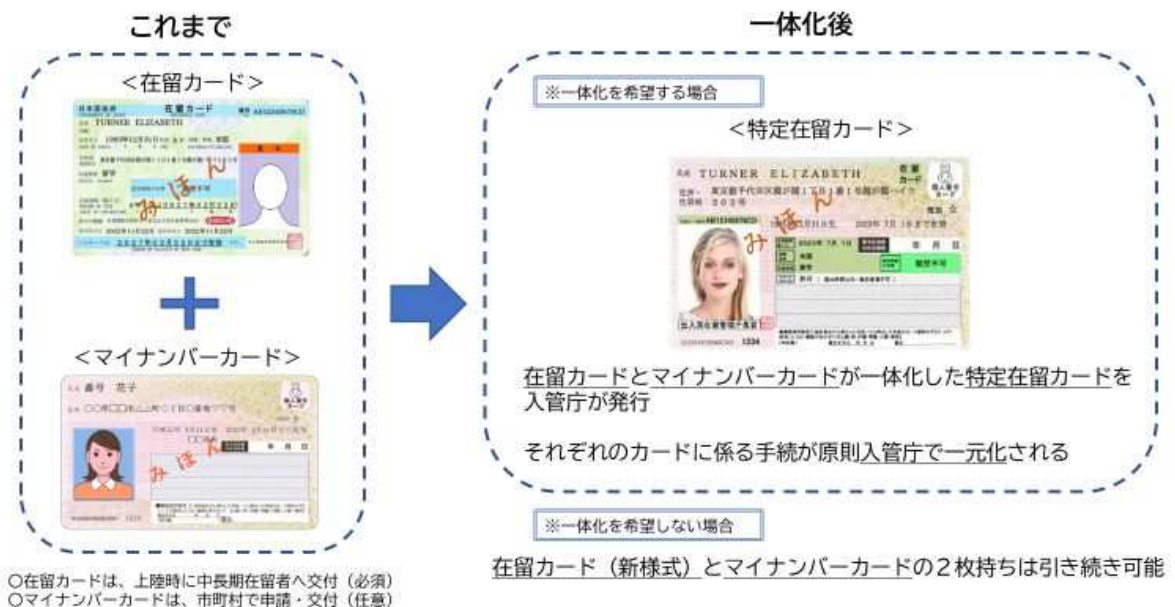
令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法」（以下「入管法」といいます。）及び「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（以下「入管特例法」といいます。）の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」（令和6年法律第59号。以下「改正法」といいます。）が公布されました。

従来、入管法上の在留資格をもって日本に中長期間在留する外国人（以下「中長期在留者」といいます。）は在留カードの所持が必須である一方、マイナンバーカードについては希望する人が任意で居住自治体に申請し、所持している状況でした。両カードの手続も、出入国管理庁（以下「入管庁」といいます。）と自治体の異なる行政機関を通じて行う必要がありました。

今回の改正法施行により、在留カードとマイナンバーカードが一体化され、両方の機能を有した「特定在留カード」として発行されます。これにより、中長期在留者本人の負担が軽減され、行政事務の効率も向上します。

同様に、特別永住者が所持する特別永住者証明書もマイナンバーカードと一体化し、「特定特別永住者証明書」として発行されます。

<在留カード・マイナンバーカード一体化のイメージ>



●「特別永住者証明書」も基本的には在留カードと同様に一体化され新様式へ変更

1 対象者及び施行期日

(1) 対象となる在留外国人

- ア 中長期在留者（原則、3か月を超えて日本に在留する外国人）
- イ 特別永住者（平和条約国籍離脱者及び平和条約国籍離脱者の子孫）

(2) 施行期日

公布日（令和6年6月21日）から起算して2年を超えない範囲において
政令で定める日（現時点では未定）

2 利用者及び区の窓口における影響

(1) 一体化により効率化される手続（別紙参照）

以下の点により、利用者と区の双方にとって効率化が見込まれます。

- ア 入管庁が利用者本人へ特定在留カードを直接交付することが可能になります。その場合、利用者は1回の手続でカードを取得でき、区の窓口で受け取る必要がなくなります。
- イ 在留期間やマイナンバーカードの有効期間更新など、入管庁と区の双方で手続が必要であった事項は、原則として入管庁にてワンストップで手続でき、区の窓口での手続が不要になります。
- ウ 住居地の変更の際に区の窓口で更新するカードが特定在留カードに一本化されます。

(2) 区の窓口で必要となる業務

従来の手続に加え、各総合支所区民課では、特定在留カード（一体化しない場合は新様式の在留カード）等のICチップに情報を記録する事務が発生します。

カードのICチップの情報処理に関する業務に当たっては、国の補助金を活用し、ICチップの読取り及び書換え専用の端末を設置し対応します。

3 今後のスケジュール（予定）

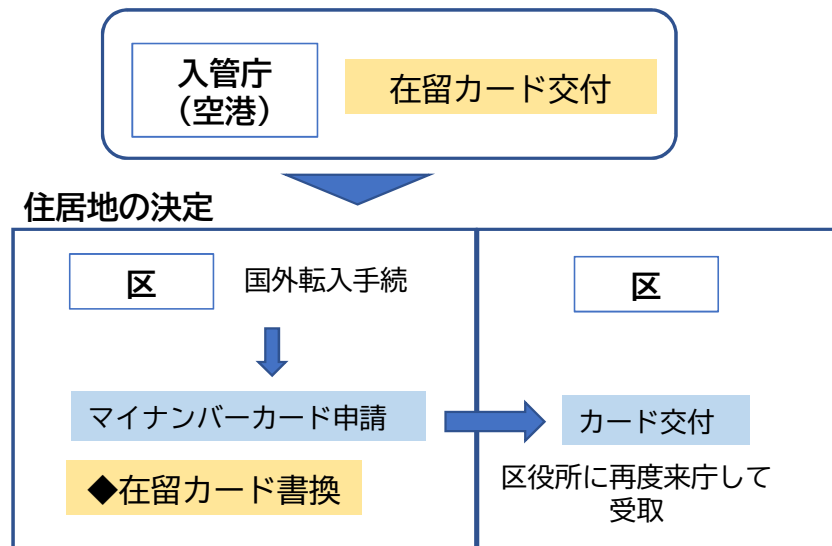
令和7年 9月～10月	令和7年第3回港区議会定例会（補正予算案提出）
11月以降	入管庁主催の区市町村向け説明会実施（予定）
8年 1月	住居地等記録端末の購入
8年度	制度に関する周知開始
	特定在留カード等の交付開始

手続イメージ図

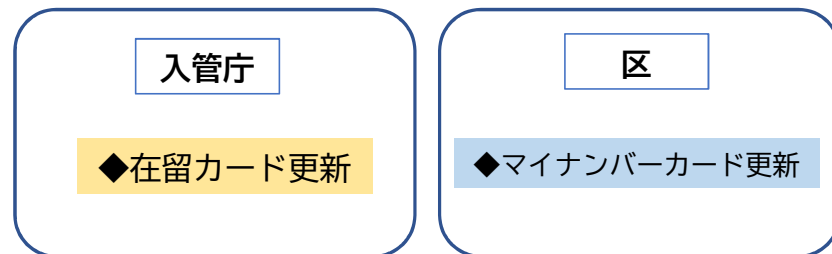
入国

これまで

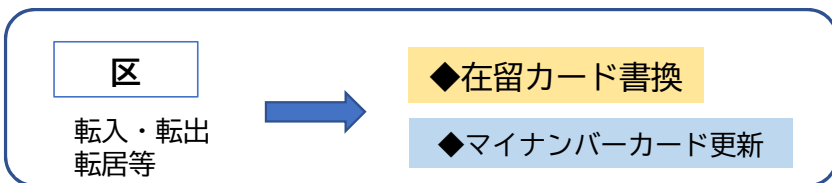
各カードの発行・
住居地の最初の登録



カードの更新



住居地
変更



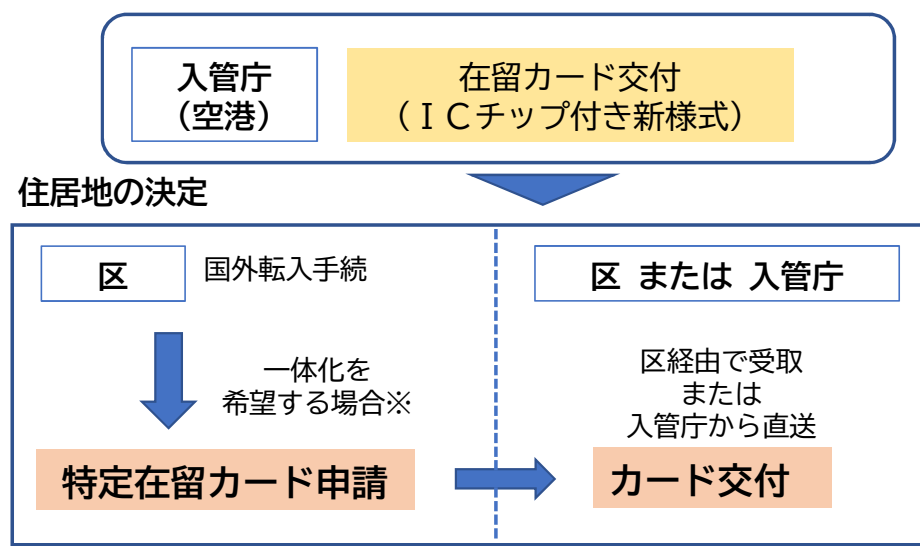
◆…区での券面更新、ICチップ書換作業有り

一体化後

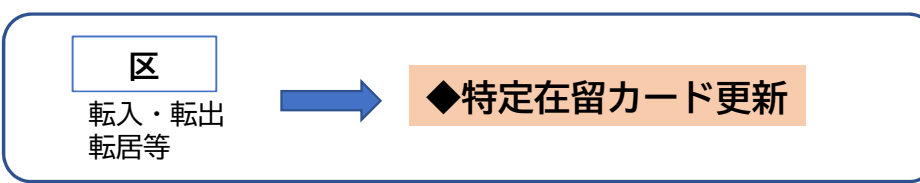
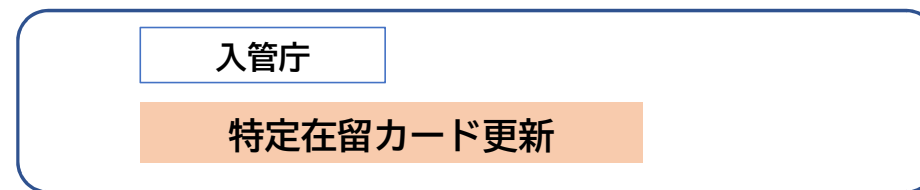
入国

別紙

※希望しない
場合、従来ど
おり各カード
2枚利用可



○マイナンバーカードの手続は入管庁へ一元化
○区での手続は原則不要



◆…区での券面更新、ICチップ書換作業有り